

検討会の検討状況（平成14年10月1日現在）

司法制度改革推進本部事務局

名 称	これまでの検討状況	今後の予定
労働検討会	<p>1 検討経過 これまで8回の会議を開催し、労働関係紛争処理制度の現状、問題点等に関するヒアリング（厚生労働省、労働委員会、裁判所、弁護士等、労働者側・使用者側当事者）、フリーディスカッション等を行い、これらを踏まえて、今後具体的に検討すべき論点項目の中間的な整理を行った。 また、諸外国の労働関係紛争処理制度に関するヒアリングを実施した。</p> <p>2 検討内容 今後具体的に検討すべき論点項目の中間的な整理が行われた状況である。</p>	<p>検討すべき論点項目の中間的な整理に基づき、総論的な論点の検討から開始して、各論点についての具体的な検討に入る予定である。</p>
司法アクセス検討会	<p>1 検討経過 これまで9回の会議を開催し、検討の進め方についての議論、裁判所・弁護士会・法律扶助協会の実情視察、訴え提起の手数料、訴訟費用額確定手続、簡易裁判所の機能の拡充、弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い等について議論を行った。</p> <p>2 検討内容 訴え提起の手数料、訴訟費用額確定手続についての見直しに当たっての考え方のとりまとめに向けた議論及び簡易裁判所の事物管轄についての論点の項目の確認を行った状況である。</p>	<p>簡易裁判所の管轄拡大、弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い、司法の利用相談窓口・情報提供等について、検討を進める予定である。</p>
A D R 検討会	<p>1 検討経過 これまで7回の会議を開催し、A D R 機関やユーザー、専門家等からのヒアリング、民間A D R に対するアンケート調査結果の報告等を交えつつ、A D R に関する基本理念、法</p>	<p>裁判手続との連携、専門家の活用等について引き続き議論を行った後、A D R の制度基盤整備に関する基本的方向性について議論した上、更に検討を深めていく予定である。</p>

	<p>的効果（時効中断効・執行力）の付与、裁判手続との連携、専門家の活用についての検討等を行った。</p> <p>2 検討内容 ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みに関わると考えられる論点について、ADRの現状把握に努めつつ、ADRのあるべき姿を見据えて幅広く議論を行っている状況である。</p>	
<p>仲裁検討会</p>	<p>1 検討経過 7月までに7回の会議を開催し、総則的事項、仲裁合意、仲裁人、仲裁廷、仲裁廷の管轄（権限）、仲裁手続、仲裁判断、仲裁手続の終了、仲裁判断に対する不服申立て、仲裁判断の承認・執行、準拠法等について検討を行い、その議論をもとに「仲裁法制に関する中間とりまとめ」を作成し、意見募集を行った。更に、9月の検討会では、仲裁法制における消費者保護についてのヒアリングを行った。</p> <p>2 検討内容 国際商事取引に関する仲裁については、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）の作成した国際商事仲裁模範法に沿う形で立案することでおおむね合意が得られた。国内取引については、なお検討中。</p>	<p>「仲裁法制に関する中間とりまとめ」に関する意見募集の結果を踏まえ、議論が分かれた事項等について、更に詳細な検討を行う予定である。</p>
<p>行政訴訟検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで7回の会議を開催し、検討課題・検討の進め方についての議論、委員の意見・陳述、学者・有識者・関係省庁・関係機関・関係団体のヒアリング、今後の検討の視点・進め方等についてのフリートーキング、外国事情調査結果及び行政訴訟制度の見直しについての意見募集結果の報告を行った。</p> <p>2 検討内容 第6回検討会資料「第6回行政訴訟検討会フリートーキング参考資料」の「第2 行政訴訟の対象及び類型について」の項目から順</p>	<p>論点についての具体的な検討等を開始するとともに、イギリス・EUの行政訴訟制度の報告が行われる予定である。</p>

	次、具体的な論点について検討することが了承されている状況である。	
裁判員制度・刑事検討会	<p>1 検討経過 これまで7回の会議を開催し、検討事項の説明、当面の検討の在り方についての議論等を行った後、公訴提起の在り方、刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入についての主要論点に関する検討及び主要論点に関するヒアリングを行った。</p> <p>2 検討内容 本年秋ころまでを目途に、新制度の大きな骨組みに関わると考えられる論点についての議論がなされている状況である。</p>	引き続き、当面、刑事裁判の充実・迅速化の主要論点に関する検討を行う予定である。また、8月1日から10月31日にかけて当面の論点に関する意見募集を行っている。
公的弁護制度検討会	<p>1 検討経過 これまで4回の会議を開催し、検討事項の説明、当面の検討の在り方についての議論等を行った後、被疑者に対する公的弁護制度の対象事件、公的弁護制度の担い手である弁護士の確保方策、公的弁護制度下での弁護人の選任要件、弁護活動の在り方等について検討を行った。</p> <p>2 検討内容 本年末ころまでを目途に、新制度の大きな骨組みに関わると考えられる論点についての議論がなされている状況である。</p>	公的弁護制度の運営主体、公的付添人につき検討を行う予定である。
国際化検討会	<p>1 検討経過 これまで10回の会議を開催し、検討事項・検討スケジュール・検討の進め方についての議論、外弁制度・法整備支援の現状等についての説明を行った後、弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働について特定共同事業事務所、弁護士、外国法事務弁護士、企業、関係団体、有識者等のヒアリング、論点項目の議論を行った。</p> <p>2 検討内容 弁護士と外国法事務弁護士の共同事業の自由化等について、論点項目の議論を整理中。</p>	今後は、法整備支援の推進等について議論を行う予定である。

<p>法曹養成検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで13回の会議を開催し、法科大学院・司法試験・第三者評価（適格認定）の在り方及び司法修習に関する検討を行った。</p> <p>2 検討内容 法科大学院の第三者評価（適格認定）・司法試験の在り方について意見の整理を行った上で、法曹養成に関する法律（仮称）、司法試験法及び裁判所法の一部改正について、基本的な立案方針を確認した。</p>	<p>司法修習生の給費制の在り方等について、引き続き検討する予定である。</p>
<p>法曹制度検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで9回の会議を開催し、弁護士法改正問題、民事調停・家事調停の分野にいわゆる非常勤裁判官制度を導入するための法改正の方向性等について検討を行った。</p> <p>2 検討内容 弁護士の活動領域の拡大、綱紀・懲戒手続、報酬規定の削除、特任検事経験者に対する弁護士資格の付与、司法試験合格後民間等における一定実務経験を経た者に対する弁護士資格の付与について、法改正の方向性の整理が行われた状況。また、弁護士が、民事・家事調停事件に関し、非常勤の形態で調停手続を主宰できる制度とするための法改正の方向性が出された状況。</p>	<p>弁護士法第72条について、会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係で、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保することについて検討するとともに、裁判官制度問題等について検討する予定である。</p>